

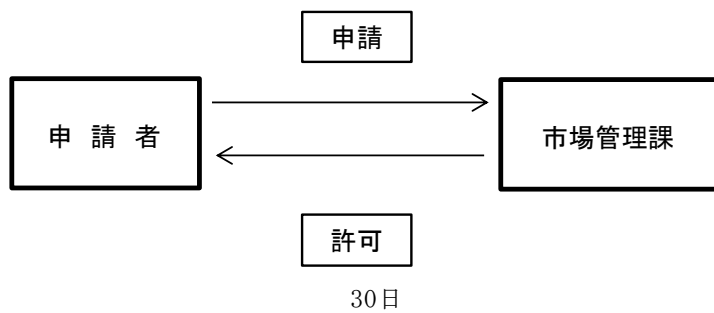
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	松山市中央卸売市場の仲卸業務の許可	
処 分 の 概 要	松山市中央卸売市場で仲卸業務を行うことを許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市中央卸売市場業務条例(平成17年条例第22号)	
条 項	第21条第1項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		30日
標 準 処 理 期 間	計	30日
判 断 基 準	<p>松山市中央卸売市場業務条例第21条第3項の各号に該当しないものであること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市中央卸売市場業務条例 (仲卸業務の許可) 第21条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。 3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 (1) 申請者が法人でないとき。 (2) 申請者が法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 申請者が第24条又は第78条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。 (4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。 (5) 申請者が市場の卸売業者であるとき。 (6) その業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。 ア 破産者で復権を得ないもの イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ 市場の売買参加者又は卸売業者若しくは他の仲卸業者の役員若しくは使用人 エ 暴力団員等 (7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。 (8) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。 (9) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。